

岩手県告示第62号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

令和6年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市東仙北一丁目及び仙北三丁目
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年10月1日から令和6年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 宮古市小山田一丁目の一部、小山田二丁目、小山田三丁目の一部及び藤原上町
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年10月1日から令和6年12月20日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量